

令和6年 8月定例

教育委員会会議 議事録

令和6年(2024年)8月14日

吹田市教育委員会

令和6年8月定例教育員会会議

開催日時	令和6年(2024年)8月14日 15時30分～16時30分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 谷池 雅子
欠席委員	委 員 飴野 仁子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 教育未来創生室総括参事 山根 正紀 保 健 給 食 室 長 小西 正晃 教 育 セ ン タ ー 所 長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 大川 雅博 教 育 総 務 室 参 事 市川 泉 教 育 総 務 室 主 幹 中谷 京子 学 務 課 課 長 代 理 森岡 平 教育未来創生室主幹 福井 佑介 教 育 総 務 室 主 査 遠藤 将博

議事内容

○大江慶博教育長

ただいまから、8月定例教育委員会会議を開会いたします。

飴野委員は本日欠席をされます。

署名委員に福田委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は3名でございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者着席 －

○大江慶博教育長

次に、本日の日程第1、報告第18号及び日程第2、議案第65号については、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第1及び日程第2を秘密会とすることを決定いたします。

ここからは、秘密会と決していますので、恐れ

入りますが傍聴の方及び関係者以外は退室をお願いします。

暫時休憩とします。

－ 関係者以外退席 －

－ 秘密会－

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

暫時休憩します。

－ 職員入替－

－ 傍聴者入室 －

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第3、議案第66号「押印廃止に伴う教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○市川泉教育総務室参事

日程第3、議案第66号押印廃止に伴う教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

本議案は、本市財務規則の改正により、請求書への押印の義務づけがなくなることから、教育委員会規則にて押印を義務づけていた請求書の性質を有する書類で、押印が必要でないと判断した、公の施設の使用料還付申請書への押印を不要とする改正です。

第1条は、第1号から第5号に示す規則の規定中「記載して押印した」を「記載した」に改めるものです。

11ページをお願いいたします。

第1条第1号関係で、吹田市立自然の家条例施行規則の現行・改正案対照表をお示ししております。

表の左の現行欄、第10条第2項で「使用料

の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用取消届を添えて教育委員会に提出しなければならない」としているところ、「記載して押印した」の部分を「記載した」に改めるものです。

同趣旨で、第2号関係で公民館条例施行規則、第3号関係で自然体験交流センター条例施行規則、第4号関係で青少年クリエイティブセンター条例施行規則、第5号関係で子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年サポートプラザの管理運営に関する規則の改正を行うものです。

9ページをお願いいたします。

第2条は、博物館条例施行規則から様式を削る改正となっております。通常、申請書等の様式は要領等で定めているため押印廃止による規則改正に合わせ規定整備を行ったものです。

施行日は本市財務規則の改正に合わせ、令和6年9月1日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について御質問・御意見ございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第66号押印廃止に伴う教育委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを承認いたします。

続いて、日程第4、議案第67号「吹田市高等学校等学習支援金支給事業の廃止について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○森岡平学務課長代理

日程第4、議案第67号吹田市高等学校等学習支援金支給事業の廃止について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書17ページを御覧ください。

吹田市高等学校等学習支援金支給事業を令和6年度末をもって廃止しようとするものです。

議案書19ページを御覧ください。

吹田市高等学校等学習支援金支給事業は、経済的理由により高等学校等の修学を継続することが困難である高校生等の保護者に対し、修学に資する費用の負担軽減を目的に、高等学校等学習支援金を支給する本市独自の高校生に対する奨学事業でございます。申請に基づき、住民税所得割非課税相当の世帯で、高校等に在学する子供のいる申請者に対し、高校生1人当たり月額4,000円を現金給付しております。

今回、所管が本事業の廃止を提案するに至った経緯でございますが、平成22年度から国が公立高校授業料の実質無償化として就学支援金制度を開始し、平成26年度から府が高校生の授業料以外の教育費の負担軽減策として奨学のための給付金制度を開始するなど、近年、国や府の高校生への奨学に関する施策の充足が図られている状況でございます。そのような中、令和3年度に本市において実施された補助金等にかかる包括外部監査において、制度の在り方を再検討することが望ましい旨の参考意見が出されましたことを受け、課題整理を行った結果、国や府による高校生の奨学支援策が充足していること、また本年10月から児童手当の対象年齢が高校生世代まで拡大されることを鑑み、本市独自の高校生向けの奨学事業の役割は果たされたものと判断したため、事業の廃止を提案するものでございます。

また、廃止の時期につきましては、現在受給されている方や、次年度、高校への進学を予定している中学3年生の世帯への影響を考え、制度の廃止を今夏中に決定し、10月頃から順次、対象者及び関係機関への周知を始め、令和6年度末をもって廃止することとしております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について質問・御意見ございませんか。

○安達友基子教育長職務代理者

2点ありまして、まず、この年額48,000円の支給がなくなるということですが、つまりは、ほかの国や府などの施策が充実してきた結果、トータルとしては経済的にマイナスにはならないという理解で合っているかどうか1点。

それから、この給付の事業が終わることによって、財源で浮いてくるようなものがあるのかどうか、その辺り何かお考えの部分があるということについてお聞かせください。

○森岡平学務課長代理

御質問の件について、回答させていただきます。

まず1点目、トータルでマイナスにならないかどうかということなんですけども、国や府による奨学に関する策が充足しているということが1点ございます。もう1点、現在の状況なんですけども、対象者の世帯につきましては、年額48,000円を受給しており、10月から児童手当が半年分受給されるような形になりますので、令和6年としましては、トータルで対象世帯につきましては10万8,000円のお金を受給することが可能となります。令和7年度に、もしこの制度が廃止されたといった場合につきましては、児童手当が1年間、約12万円支給されますので、そこについて金銭的な影響というのは少ないと考えております。

それから2点目について、財源で浮いてくるものがあるかどうかということなんです。そちらは、現在高校生向けの奨学事業につきましては、約2千万円という形で事業を行っておりまして、こちらが事業廃止されましたら浮いてくるというような

形になってきますので、教育委員会としましては、教育課題に対応する施策として人的保障である部分などで活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

ありがとうございます。分かりました。

それで、意見ですが、今、本市小・中学校でかなり人の部分で足りないところがあるという状況がありますので、ぜひ有効に活用できるような方向で御検討いただけたらと思います。

○大江慶博教育長

ほかに御質問・御意見ありますか。

○福田知弘委員

ありがとうございます。

支援金の状況は分かったんですけど、これ以外に高校生に対する学びの支援みたいなものがあれば併せて教えてください。

○森岡平学務課長代理

高校生に対する学びの支援としましては、市長部局の生活福祉で学習支援事業を行っておりまして、高校生だけではなくて低所得の方に向けての支援制度というのが1点あります。

それ以外に、学習ではないんですけども、教育委員会では相談支援等も行っているというような状況でございます。

あとは居場所づくりの支援等も行われているというところでございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

ほかに御質問・御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、議案第67号吹田市高等学校等学習支援金支給事業の廃止についてを承認いたします。

続いて、日程第5、議案第68号「中学校の全員給食に向けた基本計画の策定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○福井佑介教育未来創生室主幹

日程第5、議案第68号中学校の全員給食に向けた基本計画の策定について、御説明いたします。

議案書21ページを御覧ください。

この計画は、市立中学校における全員給食の実施に向けて具体的に検討を進めていくための計画として、基本的な事項を定めるものでございます。

計画の内容を御説明いたします。

議案書の24ページをお願いいたします。

1、背景としまして、現状と経過です。現在の中学校給食は、ランチボックスによる選択制のデリバリー方式で実施しております。令和2年度に中学校給食在り方検討会議を開催し、四角囲みにあります、4つの基本的な考え方と基本的な考え方を実現していくため、全員喫食を実施する必要があるとの提言が出され、中学校での全員給食に向けた検討を進めております。

2番、今後の中学校給食の在り方です。在り方検討会議の提言や学校給食の意義と重要性を踏まえ、本市の中学校で全員給食を実施しようとするものです。給食の提供に当たっては、学校給食の目的である安心・安全で栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することに加え、生徒全員がおいしく、楽しく食べることができるとともに、子供の頃からの生活習慣病予防の基礎づくりができる給食を目指して取り組みます。

続いて3番、中学校給食の基本的な考え方です。まず食育の推進です。楽しみながら、自然とくらしの中で健康になれる食育の推進に取り組む

こととします。また、給食の準備から片づけまでを生徒全員で協力することで、食事を通じてよりよい人間関係を築けるようにします。また、食生活の多様化が進み、子供の食生活の乱れが指摘される中、望ましい食習慣の形成を図ります。また、国立循環器病研究センターや国立健康栄養研究所などとの連携の下、生活習慣病予防の基礎づくりにつながる給食の提供を目指します。国循などとの連携では、減塩だけでなく、栄養バランスなどの観点も踏まえた献立の開発や学校健診等のデータを活用し、データヘルスの推進につながる取組を検討します。

次に献立です。給食は、主食・副食・牛乳から成る完全給食で実施し、献立は市が決定いたします。統一献立で実施し、多くの種類の食材や旬の食材を取り入れ、幅広いバラエティに富んだ献立を提供します。配送・配膳には、保温食缶を使用し、適温で提供します。これにより、個人の状況に応じた量の調節にも対応できます。

次に食材についてです。使用する食材の選定などは、市が実施することを基本とし、食材費の金額は市が決定し、保護者から給食費として徴収することを基本とします。

次に食器については、望ましい食習慣を身につけられるものを基本とし、生徒の安全面や扱いやすさなども考慮して選定します。

次に食物アレルギーへの対応です。小学校給食で実施している対応を基本として、食物アレルギー対応を実施します。一部の食材の除去食を実施し、給食に使用しない食材についても、小学校と同じ内容を基本として検討します。実施においては、食物アレルギー対応に関するガイドラインを作成し、市、学校、保護者、調理事業者の共通理解の下で実施します。

次に提供日数は、小学校と同程度190日程度を見込み、行事日程等を考慮し、各学校で決定します。

28ページをお願いします。

4番の実施方式と実現化の方策です。実施方式については、給食の長期的な安定供給や経費面などを総合的に判断し、健都イノベーションパ

ークでの民設民営のセンター方式で実施します。民設民営として民間の事業者が整備運営する施設となりますが、施設整備に当たっては、本市の給食を衛生的に安全に調理できる施設とすることなどを求めます。また、本市は給食の実施責任者として、調理工程や衛生管理について施設を定期的に巡回するなど、管理体制の構築を図ります。

次に、実現化の方策として、この基本計画を踏まえた給食調理事業の運営を条件の一つとして、健都イノベーションパークの本市所有地へ、第2アライアンス棟の整備運営事業者の募集を行い、ここに入居する給食調理事業者へ給食調理を委託することで実施します。

全員給食の開始時期は、これらの事業者の選定や施設整備等に要する期間を考慮し、令和10年度中を目標とします。

次に5番、その他の検討事項です。まず、学校における施設面の準備として、給食の実施方式の変更に対応できるよう、各中学校の給食配膳室の改修を行います。また、運用面の準備として、学校での給食指導や食物アレルギー対応の体制整備、配膳時の衛生管理の徹底などについて、生徒と教職員それぞれが行動すべきことを整理し、その内容については研修などを行い、学校全体で共通認識を持って取り組んでいけるよう体制を整えていきます。

また、就学援助についても中学校給食費を対象費目に追加することを検討してまいります。その他、健都イノベーションパークで民設民営の施設で実施することで、学校給食にとどまらない、民間事業者の持つ柔軟な発想による多様な取組を実施することができ、これにより、中学校給食以外にも、将来的に地域住民を巻き込んだ幅広い世代へアプローチできる健康寿命の延伸に資する取組の実施が期待できます。

次に6番、終わりにですが、将来に向けた展望を記載しています。現在の給食は、栄養価やエネルギー量の計算は、文部科学省が示す一律の基準で実施していますが、生徒一人一人の運動量や体格などにより必要な栄養素やエネルギー量

は異なると考えられます。食缶での提供により、量の調節による対応は一定行えますが、将来的には、より個人にとって望ましい個別最適な給食の提供も見据えた検討が必要と考えています。その実現には新たな科学的根拠を得るとともに、提供のための技術的な仕組みづくりが必要なため、健都内外の企業や研究機関とも連携しながら長期的な視点で学校給食の在り方を考察していく必要もあります。

また、この中学校給食の取組が児童生徒だけでなく、食を通じて、様々な世代の方に広がることで、地域住民を巻き込んだ幅広い世代の生活習慣病予防の基礎づくりの取組に発展し、本市が目指す市民の健康寿命の延伸につながることを期待しています。

最後になりますが、参考資料といたしまして、市立中学校18校の位置と健都イノベーションパークの位置図、北大阪健康医療都市（健都）のエリアマップを添付しています。

中学校の全員給食に向けた基本計画の内容については以上です。

なお、本計画を策定するに当たり、吹田市民の意見の提出に関する条例に準じて、パブリックコメントを行いました。その結果、129通、238件の御意見をいただきました。基本計画に反映した件数はございませんでした。

以上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について質問・御意見ございますか。

○谷池雅子委員

ありがとうございます。終わりにのところに書いてらっしゃいますけど、望ましい個別最適化された給食提供という点に関しまして、最適化すべき、恐らく1番が食物アレルギーへの対応やと思います。それに関しましては、中学校給食の基本的な考え方の(5)で書かれておられますけど、それ以外にも、例えば、もう吹田市はかなりグローバル

化が進んでおりますので、宗教による食べられない食材、もしくは神経発達症のお子さん、触覚過敏、匂いの過敏で食べられない。それを甘えとか、わがままとかいうのを超えて、病的な理由でそういう偏食が強い方への対応という意味で、どこかに記載されたほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○福井佑介教育未来創生室主幹

谷池委員がおっしゃいました、宗教的な背景を持つ生徒の方、また医療的な部分で配慮が必要な方がいらっしゃるかと思います。そういった方への対応という部分で、学校での運用において配慮を検討していきたいと考えておりますので、宗教的な背景など、配慮が必要な生徒への対応について検討するという旨、記載したいと思います。

○大江慶博教育長

何ページのどこに追記するのかお示ししていただいてよろしいですか。

○福井佑介教育未来創生室主幹

議案書で申し上げますと、29ページの5 その他の検討事項の(2)学校における運用面の準備の一番下の行、「給食時間についても改めて検討を行います。」の後に、「なお宗教的な配慮も含めて、個別の事情により配慮が必要な生徒への対応について検討します」と記載させていただきたいと思います。

○谷池雅子委員

年少のお子さんで、給食を食べることを強要されて学校へ行けなかったという事例もあるんです。したがって、その辺、そういう恐れや不安を保護者に持たせないような記載をしておいたほうがいいのかというふうに思います。もし、書き方にちょっとお困りになられたときは、御相談に乗りますので、また遠慮なく言っていただけたらと思います。

○大江慶博教育長

今日、この基本計画は議案として上げておられるので、完成した形でまとめたいなと思っています。そのため、先ほど、どの場所にどの文言を入れますかということを事務局に確認させてもらったのですが。

○谷池雅子委員

29ページの5 その他の検討事項の(2)学校における運用面の準備の「学校における給食指導の体制整備やアレルギー対応の確認体制等の構築のほか、」の次に入るのではないですか。「宗教上の必要な配慮、並びに感覚過敏性等による高度な偏食等、配慮が必要な子への対応、」。こう並べたらいかがでしょうか。

○大江慶博教育長

分かりました。事務局の先ほどの現行の案は、今、言いました29ページの一番下の段、(2)学校における運用面の準備の文章の最後が続くことを提案してくれたんですね。

今、谷池委員からは、その同じところの上から2行目の「確認体制等の構築のほか、」の後に続けることを提案されています。文言についても提案がありました事務局いかがですか。

○山下栄治学校教育部長

「宗教上、その他様々な事情」ではどうでしょうか。

○谷池雅子委員

「様々な」と書きますか。

○山下栄治学校教育部長

感覚過敏としたときに、その言葉で、偏食がばってイメージできる市民の方は少なく、何のことだろうとなるのかなと。

○大江慶博教育長

山下部長、もう一回、今の発言をまとめて言ってもらえませんか。

○山下栄治学校教育部長

「アレルギーや宗教上の背景を含めた様々な事情による必要な対応の確認体制。」そういった言葉をこの場所に入れてはどうかと思っております。文言を整理する時間を少しいただきたいと思っております。

○大江慶博教育長

分かりました。では、まず一旦、今、谷池委員からそういった御意見をいただいたということで、ほかにこの計画について御質問や御意見ありますか。

○和田光代委員

食に関する指導をされる栄養教諭さんのことなんですけど、栄養教諭さんが今現在どのように配置されてるか教えていただけますか。

○福井佑介教育未来創生室主幹

中学校におきまして、現在18校のうち2校に2名配置されているという状況になっております。

○和田光代委員

その2名が多いか少ないか、適切であるか分かりませんが、食育に力を入れていく以上、やはり中学校で思春期で体も大きく成長し、いろんなことが、ここにも書いてありますように体形であったりと気にすることも出てきます。将来のこともあるので、やっぱりしっかりここで食育をしてもらいたいというのがあるので、2名で足りるのであればそれでいいですけど、やはりそれがもう少し必要となれば、その辺の人数、配置をしっかりといただければというふうに思います。

これは意見ということで。

○大江慶博教育長

ほかに御意見・御質問ありますか。

○福田知弘委員

ありがとうございました。コメントです。
基本計画の中の修正は特に必要ないと考え

ていますが、センター方式を最終的に決められたという中で、注釈7に、調理方式がいろいろ書かれておりますけども、ここまでの検討した経緯みたいなものが共有できるのであれば公開したほうがいいのかと思いますので、御検討ください。

以上です。

○大江慶博教育長

ほかに御意見・御質問ありますか。

○大江慶博教育長

では、一旦、暫時休憩とさせていただきます。
文言整理して、提案してください。

－ 暫時休憩 －

○大江慶博教育長

お待たせしました。

それでは、会議を再開いたします。

教育委員のほうからいろいろ意見がありましたが、その件について事務局のほう何かありますか。

○福井佑介教育未来創生室主幹

教育委員の皆様から御意見をいただきまして、基本計画の内容を、一部修正させていただきたいと思いますので、ただいまから文言を読み上げさせていただきます。

議案書の29ページ、5その他の検討事項の(2)学校における運用面の準備の2行目、「確認体制等の構築のほか、」の次に、「宗教上の理由、その他個別の事情により配慮が必要な生徒への対応について、各学校において適切に対応できるよう検討します。また、」を追加させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○大江慶博教育長

ほかに、今の件も含めて御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

では、今、提案してもらっているのは、基本計画ということですので、例えば、これを公表する際にQ&A等の詳細な設問を設けて、よりこの計画の中身が市民の方に分かりやすくなるような、そういった工夫も事務局で対応をよろしくお願いします。

では、この件について、承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第68号中学校の全員給食に向けた基本計画の策定についてを承認いたします。

それでは、これをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。